

台東区景観まちづくり賞実施要綱(案)

平成28年〇月〇日

28台都計第〇〇号

(目的)

第1条 この要綱は、台東区景観条例第35条第1項に基づき、台東区景観計画に規定する景観形成に寄与していると認められる建築物や、景観形成に寄与する活動に対し、『景観まちづくり賞』として表彰を行うことにより、区民及び事業者の景観に対する意識の向上を図るとともに、良好な景観形成の推進に資することを目的とする。

(賞の対象)

第2条 景観まちづくり賞の対象は、次のとおりとする。

(1) 建築部門

表彰年度より概ね5年以内に竣工し、優れた景観を創出したと認められる区内の建築物で、次の各号のいずれかに該当するものの所有者（個人又は事業者）及び設計者

ア 地域特性を活かし、周辺環境と調和した景観を創出しているもの

イ 緑豊かな潤いのあるまち並み形成に寄与しているもの

ウ 歴史的、文化的な景観資源の保全に寄与しているもの

エ その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

(2) 活動部門

継続的に景観の形成に寄与したと認められる優れた活動で、次の各号のいずれかに該当するものの主体である個人、団体又は事業者

ア まちなみの保全・活用・整備に関するもの

イ 地域の魅力や賑わいを向上させているもの

ウ 地域資源を活かし、景観の魅力を高めているもの

エ その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

(募集)

第3条 景観まちづくり賞の募集は、自薦又は他薦による。

(選定)

第4条 景観まちづくり賞の選定は、台東区景観審議会の委員をもって構成する景観まちづくり賞選定委員会が行う。なお、選定委員会は、必要に応じて増員することができる。

(賞の授与)

第5条 区長は、選定した建築物の所有者（個人又は事業者）に対し表彰状及び銘板を、設計者に対し表彰状をそれぞれ授与する。

2 区長は、選定した活動の主体である個人、団体又は事業者に対し、表彰状及び楯を授与する。

(公表)

第6条 表彰対象となった建築物及び活動は、区民・事業者の意識向上と景観づくりの普及・啓発のため広く公表する。

(事務の処理)

第7条 この要綱に関する事務は、都市づくり部都市計画課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市づくり部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年〇月〇日から施行する。